



平成30年 2月 7日

弘前市長 葛西 憲之 様

弘前市特別職報酬等審議会

会長 齊藤 嘉春



弘前市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の
給料の額及び退職手当の額の適否について（答申）

平成29年12月15日付けで諮問を受けた標記について、下記の
とおり答申する。

記

1 審議の概要

本審議会は、平成29年12月15日に設置され、弘前市附属機関
設置条例第4条の規定に基づき、市長から「弘前市議会議員の議員報
酬の額並びに市長及び副市長の給料の額及び退職手当の額の適否につ
いて」の諮問を受けた。

現行の弘前市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料
の額及び退職手当の額の算出に用いる割合については、下記のとおり
である。

(1) 弘前市議会議員の議員報酬の額

平成25年度の審議会の答申に基づいて、平成25年9月弘前市議会定例会で改定案が議決され、同年10月から適用されたものである。なお、平成27年度の審議会の答申において、議員報酬と政務活動費の性格は全く別のものであるとの認識に立ちながらも、政務活動費の交付が開始されたばかりであり、その推移を見守る必要があるとの判断から据え置きとなった。

(2) 市長及び副市長の給料の額

平成27年度の審議会の答申に基づいて、平成28年3月弘前市議会定例会で改定案が議決され、同年4月から適用されたものである。

(3) 市長及び副市長の退職手当の額の算出に用いる割合

市町村合併前の旧弘前市において、平成15年度の審議会での答申に基づき、同年12月弘前市議会定例会で改定案が議決され、平成16年1月に改定が行われているものである。

審議は、公共的団体及び各種団体等の代表者、学識経験者に加え、公募委員も参加し、計3回にわたる審議会を開催し、慎重かつ率直な意見交換を行い、公正な立場を堅持して総合的見地から判断を下すよう努力し、この度の結論を得た。

2 報酬等の額の改定の適否

本市を取り巻く状況を見ると、本年の県内経済は、景気の停滞期を経て緩やかに持ち直しの傾向が見受けられ、また、本市基幹産業であ

る農業の稲作・りんごについても、順調な生育状況が見受けられた。

次に、今後の財政状況を推計している弘前市中期財政計画においては、将来にわたって健全な財政状況を保持し、引き続き安定的に行政サービスを提供できる見込みとなっている。

また、一般職の国家公務員の給与については、平成29年8月8日に月例給及び勤勉手当の引き上げを骨子とする人事院勧告が出された。また、一般職の県職員の給与については、平成29年10月10日に国の人事院勧告に準じ、県の人事委員会勧告が出されたところである。これらを受け、本市の一般職においても、国及び県に準拠した改定を行った結果、平成26年度から4年連続で引き上げとなった。

このような諸般の事情を考慮しつつ、基金残高、財政力指数などによる本市の財政状況のほか、特別職の活動状況、県内他市や全国類似都市の動向、さらには、市民感情も勘案し、その報酬等の額について慎重に審議した。その過程で様々な意見が出されたが、多数決により議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について引き上げとすることに決し、市長及び副市長の退職手当の額の算出に用いる割合については委員の総意により据え置きとすることに決したところである。

3 弘前市議会議員の議員報酬の額

弘前市議会議員の議員報酬の額については、他自治体の状況、市長及び副市長の給料の額との均衡などに配慮しながら審議した。

市議会には市の議決機関として市民の意思を反映させる重要な役割を担っており、平成27年4月の一般選挙から議員数を6名削減するなど、議員一人ひとりの職責はますます重要性を増している。また、同年10月から交付が開始された政務活動費については、使途が限定さ

れるもので議員報酬とは異なる性質であり、また、収支報告書の市ホームページでの公表により使途の透明性の確保が図られるなど、適切な執行状況となっていることが推察されたものである。

今後の人口減少問題を懸念し、据え置きとする意見があったものの、総合的に勘案し、引き上げが妥当との意見が上回った。

これらの状況を踏まえ、委員の中には、平成27年度の審議会の答申で据え置きであったことから、平成28年4月の市長及び副市長の給料の額と同様の改定率（5.61%）に加えて、今回の改定率（1.44%）を加算した改定率（7.05%）が妥当との意見があったものの、急激な引き上げを懸念する声もあり、5.61%の改定率とすることが妥当であるとの結論に至った。

以上の結果、議員報酬の額は、次の額に改定することが適当であると判断する。

議 長	月 額	610,000円
副議長	月 額	547,000円
議 員	月 額	517,000円

4 市長及び副市長の給料の額

市長及び副市長の給料の額については、他の自治体、特に県並びに青森市及び八戸市における市長及び副市長の給料や、弘前大学の学長の俸給及び年収並びに国家公務員指定職の給与水準とのバランスも踏まえながら審議した。

その中で、現在の市の財政状況には改善がみられるが、今後の人口減少問題により厳しい情勢となることが予想されること、また、引き

上げが続くことについての市民感情などから、据え置きや引き下げの意見があったものの、市政の諸課題へ対応することに伴う職務活動の拡大、市の財政状況、国内の民間企業における賃上げの傾向などから、総合的に勘案し、引き上げが妥当との意見が上回った。

そのうち、市長の給料の額については、その職務・職責について審議会として評価を表す立場から、現状から1万5千円引き上げて、105万円とすることが適当であるとの判断に至った。

また、副市長の給料の額についても、市長を補佐し、市政の内政を支える職責の重さから、市長の給料の改定率（1.44%）と同じ水準で引き上げることが適当であるとの結論に至った。

以上の結果、市長及び副市長の給料の額は、次の額に改定することが適当であると判断する。

市長	月額	1,050,000円
副市長	月額	863,000円

5 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の改定の実施時期
今回の改定については、平成30年4月1日から実施することが適当であると判断する。

6 市長及び副市長の退職手当の額の算出に用いる割合

市長及び副市長の退職手当の額の算出に用いる割合については、他の自治体、特に青森市及び八戸市における割合の均衡を中心に審議した結果、据え置きが適当であると判断する。

7 答申に伴う附帯意見

特別職報酬等審議会の審議を重ねてきた過程で、次の点について意見があったので答申の附帯意見とする。

(1) 審議会の定期的な開催の必要性について

今回の答申は、社会情勢への適応や他都市との均衡などの観点から、現時点における適正な報酬等の額を議論したものであって、長期間の据え置きを前提としたものとは考えていない。

については、本審議会は2年に1回程度、定期的を開催することや、社会情勢の大きな変化があった場合にはその都度開催することなどが必要である。

弘前市特別職報酬等審議会

会 長	齊 藤 嘉 春
副会長	三 上 ナツエ
委 員	阿 部 精 一
〃	大 場 勉
〃	佐 藤 讓
〃	佐 藤 芳 子
〃	相 馬 満 敏
〃	谷 川 浩 二
〃	日 景 弥 生